

# 次期愛知県障害者計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

平成 27 年度は、愛知県障害者計画の性格を持つ「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間の最終年度に該当することから、新たに次期愛知県障害者計画を策定する必要がある。

### 【障害者計画と障害福祉計画の違い】

- ① 障害者計画は、障害者基本法を根拠として、各分野にわたる障害者施策を定めている。
- ② 障害福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として、障害者施策のうち、障害者に対する「生活支援分野」に関する施策に特化して、その具体的な方策を定めている。

## 2 計画の性格・位置づけ

障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、都道府県における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

### 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）抜粋

（障害者基本計画等）

第十一条 （略）

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「都道府県障害者計画」という）を策定しなければならない。

3～4 （略）

- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

## 3 経緯

本県では、平成 16 年障害者基本法改正を受け、「21 世紀あいち福祉ビジョン」（平成 13～22 年度）を「愛知県障害者計画」として位置付けるとともに、引き続き「あいち健康福祉ビジョン」（平成 23～27 年度）における障害者に係る記載部分を障害者基本法に基づく障害者計画として、施策の推進を図ってきた。

#### 4 計画策定に当たって踏まえるべき事項

##### (1) 障害福祉施策に関する主な法律の施行・改正等

現行のあいち健康福祉ビジョン策定以降に、施行・改正された主な法律は次のとおり。

- 平成 23 年 8 月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行  
障害者権利条約（平成 26 年 1 月批准）の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護を追加 等
- 平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法」の施行  
障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置 等
- 平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行）  
障害者の範囲に難病患者等を追加。平成 26 年 4 月、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化 等
- 平成 25 年 4 月「障害者優先調達推進法」の施行  
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る 等
- 平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」の成立（平成 28 年 4 月施行）  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関・事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進 等

##### (2) 国の動向

- 平成 25 年 9 月「第 3 次障害者基本計画」（平成 25～29 年度）の策定  
《特徴》

###### 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正（平成 23 年度）を踏まえ、計画の基本原則の見直し

- ①地域社会における共生等
- ②差別の禁止
- ③国際的協調

###### 計画期間の見直し

障害者施策を取り巻く経済・社会状況の変化が早いことを踏まえ、第 2 次計画までは 10 年としていた計画期間を 5 年に見直し

## 施策分野の新設及び既存分野の充実・見直し

### 【新設】

7 分野⇒10 分野

- ①安全・安心（防災、防犯、消費者保護）
- ②差別の解消及び権利擁護の推進
- ③行政サービス等における配慮（選挙及び司法手続き等における配慮等）

### 【充実・見直し】

障害者基本法改正や新たな法律の施行を踏まえ、既存の下記 7 分野の充実・見直し

- ①生活支援
- ②保健・医療
- ③教育、文化芸術活動・スポーツ等
- ④雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑤生活環境
- ⑥情報アクセシビリティ
- ⑦国際協力

## 5 対応の方向性

- 引き続き次期健康福祉ビジョンを愛知県障害者計画として位置付ける。
- 国の「第3次障害者基本計画」で新設された施策分野（「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」）を可能な限り盛り込む。
- 愛知県障害者施策審議会、ワーキンググループ及び自立支援協議会から意見聴取を行うことにより、障害当事者等からの意見を反映させていく。

## 6 計画の骨子（素案）→別紙のとおり

骨子（素案）については、現行の「あいち健康福祉ビジョン」の構成・内容を基本としつつ、「あいちビジョン2020」及び国の「第3次障害者基本計画」の内容を踏まえ、作成した。

## 7 計画策定のスケジュール（予定）

年	月	障害者施策審議会・ワーキンググループ等	
27	7	第1回障害者施策審議会（骨子検討）	
	8	第1回自立支援協議会（骨子検討）	
	9	第1回ワーキンググループ（骨子検討）	
	10		第2回ワーキンググループ（素案検討）
			第2回障害者施策審議会（素案検討）
	12	パブリックコメント（素案）	
28	2	第2回自立支援協議会（計画案検討）	
	3	第3回障害者施策審議会（計画案検討）	